

<p>I (Legislative acts)</p>	<p>I (立法府制定法)</p>
<p>DIRECTIVES</p>	<p>指 令</p>
<p>DIRECTIVE 2014/95/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 22 October 2014 amending Directive 2013/34/EU as regards disclosure of non-financial and diversity information by certain large undertakings and groups</p>	<p>欧州議会及び閣僚理事会の指令 2014/95/EU</p>
<p>(Text with EEA relevance)</p>	<p>2014 年 10 月 22 日</p>
<p>THE EUROPEAN PARLIAMENT AND THE COUNCIL OF THE EUROPEAN UNION,</p>	<p>一定の大規模事業体及びグループによる 非財務情報及び多様性情報の開示に 関する指令 2013/34/EU を修正する</p>
<p>Having regard to the Treaty on the Functioning of the European Union, and in particular Article 50(1) thereof,</p>	<p>(欧州経済地域関連文書)</p>
<p>Having regard to the proposal from the European Commission,</p>	<p>欧州連合の欧州議会及び閣僚理事会は、</p>
<p>After transmission of the draft legislative act to the national parliaments,</p>	<p>欧州連合の機能についての条約及び特にそ の第 50 条 (1) を考慮に入れ、</p>
<p>Having regard to the opinion of the European Economic and Social Committee ⁽¹⁾,</p>	<p>欧州委員会からの提案を考慮に入れ、</p>
<p>Acting in accordance with the ordinary legislative procedure ⁽²⁾,</p>	<p>各国議会への立法府制定法案を送付後、</p>
<p>Whereas:</p>	<p>欧州経済・社会委員会 ¹の見解を考慮に入れ、</p>
<p>(1) In its communication entitled ‘Single Market Act — Twelve levers to boost growth and strengthen confidence — “Working together to create new growth”’, adopted on 13 April 2011, the Commission identified the need to raise to a similarly high level across all Member States the transparency of the social and environmental information provided by undertakings in all sectors. This is fully consistent with the possibility for Member States to require, as</p>	<p>通常の立法手続 ²に従って活動し、</p>
	<p>他方で、</p>
	<p>(1) 2011 年 4 月 13 日、欧州委員会に採択さ れた「単一市場法—成長を後押しし、確信を 強化する 12 のレバー—新しい成長を創出す るための協働— (‘Single Market Act — Twelve levers to boost growth and strengthen confidence — “Working together to create new growth”’) 」 と表題されたコミュニケーション(通信文書) において、欧州委員会は、すべてのセクター の事業体により提供される社会及び環境情 報の透明性を、すべての加盟国にわたり一定</p>

¹ オフィシャル・ジャーナル (Official Journal 以下、OJ) C 327, 12.11.2013, 47 ページ

² 2014.4.15 欧州議会(OJ には未掲載)、及び 2014.9.29 の閣僚理事会決議の立場

appropriate, further improvements to the transparency of undertakings' non-financial information, which is by its nature a continuous endeavour.

(2) The need to improve undertakings' disclosure of social and environmental information, by presenting a legislative proposal in this field, was reiterated in the Commission communication entitled 'A renewed EU strategy 2011-14 for Corporate Social Responsibility', adopted on 25 October 2011.

(3) In its resolutions of 6 February 2013 on, respectively, 'Corporate Social Responsibility: accountable, transparent and responsible business behaviour and sustainable growth' and 'Corporate Social Responsibility: promoting society's interests and a route to sustainable and inclusive recovery', the European Parliament acknowledged the importance of businesses divulging information on sustainability such as social and environmental factors, with a view to identifying sustainability risks and increasing investor and consumer trust. Indeed, disclosure of non-financial information is vital for managing change towards a sustainable global economy by combining long-term profitability with social justice and environmental protection. In this context, disclosure of non-financial information helps the measuring, monitoring and managing of undertakings' performance and their impact on society. Thus, the European Parliament called on the Commission to bring forward a legislative proposal on the disclosure of non-financial information by undertakings allowing for high flexibility of action, in order to take account of the

のレベルに引き上げる必要性を明確にした。これは、加盟国が、適宜、事業体の非財務情報の透明性について、より一層の改善を求める可能性と完全に一致しており、それは本質的に継続的な努力による。

(2) この分野での立法上の提案を示すことにより、事業体の社会及び環境情報の開示を改善する必要性は、2011年10月25日に採択された「企業の社会的責任に関する2011～14での新EU戦略（'A renewed EU strategy 2011-14 for Corporate Social Responsibility'）」と表題された欧州委員会コミュニケーション(通信文書)において繰り返された。

(3) 「企業の社会的責任：説明可能で透明な責任あるビジネス行動及び持続可能な成長（'Corporate Social Responsibility: accountable, transparent and responsible business behaviour and sustainable growth'）」、並びに「企業の社会的責任：持続可能で包括的な回復への社会の関心及びルートの増進（'Corporate Social Responsibility: promoting society's interests and a route to sustainable and inclusive recovery'）」についての2013年2月6日の決議において、欧州議会は、持続可能性リスクを明確にし、投資家及び消費者の信頼を増大させる観点から、社会及び環境要因などの持続可能性についての情報を産業界が公開することの重要性を認識した。実際、非財務情報の開示は、長期の収益性を社会的公正及び環境保護と結合させることにより、持続可能なグローバル経済への変革を遂行することにおいて必須である。この文脈において、非財務情報の開示は、事業体のパフォーマンス及び社会に与える影響の測定、監視及び管理に役立つ。かくして、欧州議会は、欧州委員会に対し、事業体による非財務情報の開示について、産業界が社会に与える影響の情報への

multidimensional nature of corporate social responsibility (CSR) and the diversity of the CSR policies implemented by businesses matched by a sufficient level of comparability to meet the needs of investors and other stakeholders as well as the need to provide consumers with easy access to information on the impact of businesses on society.

(4) The coordination of national provisions concerning the disclosure of non-financial information in respect of certain large undertakings is of importance for the interests of undertakings, shareholders and other stakeholders alike. Coordination is necessary in those fields because most of those undertakings operate in more than one Member State.

(5) It is also necessary to establish a certain minimum legal requirement as regards the extent of the information that should be made available to the public and authorities by undertakings across the Union. The undertakings subject to this Directive should give a fair and comprehensive view of their policies, outcomes, and risks.

(6) In order to enhance the consistency and comparability of non-financial information disclosed throughout the Union, certain large undertakings should prepare a non-financial statement containing information relating to at least environmental matters, social and employee-related matters, respect for human rights, anti-corruption and bribery matters. Such statement should include a description of the policies, outcomes and risks related to those matters and should be included in the management report of the undertaking concerned. The non-financial statement should also include information on the due diligence

容易なアクセスを消費者に提供する必要性のみならず、投資家やその他のステークホルダーのニーズを満たすに足る比較可能性の水準に整合した、産業界により実践される企業の社会的責任（CSR）の多元的な性質及びCSR方針の多様性を考慮することを目的とした極めて柔軟な行動を容認する立法上の提案を求めた。

(4) 一定の大規模事業体の非財務情報の開示に関する各国の規定の整合性は、事業体、株主及び他のステークホルダーの関心にとって等しく重要である。こうした事業体のほとんどが複数の加盟国において活動するため、それら地域間の整合性が必要である。

(5) また、欧州連合横断的な事業体について、公衆及び当局が利用可能とされるべき情報の範囲に関する一定かつ最小の法的要件を設定することが必要である。本指令が適用される事業体は、それらの方針、結果及びリスクの公正かつ包括的な見解を提示すべきである。

(6) 欧州連合全域にわたって開示される非財務情報の一貫性及び比較可能性を高めるために、一定の大規模事業体は、少なくとも環境事項、社会及び従業員関連事項、人権尊重、並びに腐敗防止及び贈収賄事項に関連する情報を含んでいる非財務報告を作成すべきである。そのような報告は、それらの事項と関連した方針、結果及びリスクの記述を含み、それぞれの事業体の経営者による報告書に含められるべきである。また、非財務報告は、関連かつ相応する場合は、顕在した及び潜在的なマイナスの影響を明確にし、防止し、緩和するために、そのサプライチェーン及び請負契約に関して事業体を実施するデ

processes implemented by the undertaking, also regarding, where relevant and proportionate, its supply and subcontracting chains, in order to identify, prevent and mitigate existing and potential adverse impacts. It should be possible for Member States to exempt undertakings which are subject to this Directive from the obligation to prepare a non-financial statement when a separate report corresponding to the same financial year and covering the same content is provided.

(7) Where undertakings are required to prepare a non-financial statement, that statement should contain, as regards environmental matters, details of the current and foreseeable impacts of the undertaking's operations on the environment, and, as appropriate, on health and safety, the use of renewable and/or non-renewable energy, greenhouse gas emissions, water use and air pollution. As regards social and employee-related matters, the information provided in the statement may concern the actions taken to ensure gender equality, implementation of fundamental conventions of the International Labour Organisation, working conditions, social dialogue, respect for the right of workers to be informed and consulted, respect for trade union rights, health and safety at work and the dialogue with local communities, and/or the actions taken to ensure the protection and the development of those communities. With regard to human rights, anti-corruption and bribery, the non-financial statement could include information on the prevention of human rights abuses and/or on instruments in place to fight corruption and bribery.

(8) The undertakings which are subject to this Directive should provide adequate information in

ュー・ディリジェンス・プロセスについての情報も含むべきである。本指令を適用される事業体が、同一会計年度に対応し、同じ内容を含んだ別個の報告書を提供する場合には、加盟国は、非財務報告を作成する義務を免除することができる。

(7) 事業体が非財務報告を作成することを要求される場合、環境事項に関して、事業体の操業が環境に与える現在の影響及び予知できる影響の詳細を含め、適切な場合には、健康及び安全、再生可能及び/又は非再生可能エネルギーの使用、温室効果ガスの排出、水使用及び大気汚染についても含めるべきである。社会的及び従業員関連の事項について、報告において提供される情報としては、男女の平等を確実にするための活動、国際労働機関（ILO）の中核的基本条約の実行、労働条件、社会ダイアログ、労働者が告知され相談できる権利の尊重、団結権の尊重、労働安全衛生、並びに地域コミュニティとのダイアログ及び/又は当該コミュニティの保護及び発展を確実にするためにとられる活動を含むことが望ましい。人権、腐敗防止及び贈収賄について、非財務報告は、人権侵害の防止及び/又は腐敗や贈収賄を防止するために存在する仕組みについての情報を含めることが望ましい。

(8) 本指令が適用される事業体は、すでに顕在化したリスクと並行して、深刻な影響のあ

relation to matters that stand out as being most likely to bring about the materialisation of principal risks of severe impacts, along with those that have already materialised. The severity of such impacts should be judged by their scale and gravity. The risks of adverse impact may stem from the undertaking's own activities or may be linked to its operations, and, where relevant and proportionate, its products, services and business relationships, including its supply and subcontracting chains. This should not lead to undue additional administrative burdens for small and medium-sized undertakings.

(9) In providing this information, undertakings which are subject to this Directive may rely on national frameworks, Union-based frameworks such as the Eco-Management and Audit Scheme (EMAS), or international frameworks such as the United Nations (UN) Global Compact, the Guiding Principles on Business and Human Rights implementing the UN 'Protect, Respect and Remedy' Framework, the Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD) Guidelines for Multinational Enterprises, the International Organisation for Standardisation's ISO 26000, the International Labour Organisation's Tripartite Declaration of principles concerning multinational enterprises and social policy, the Global Reporting Initiative, or other recognised international frameworks.

(10) Member States should ensure that adequate and effective means exist to guarantee disclosure of non-financial information by undertakings in compliance with this Directive. To that end, Member States should ensure that effective national procedures are in place to enforce compliance with the obligations laid down by this Directive, and that those procedures are available

る主要なリスクを顕在化させる恐れのある事項に関連して、適切な情報を提供すべきである。そのような影響の深刻さは、その規模と重大さにより判断される必要がある。マイナスの影響のリスクは、事業体自身の活動から生じるか、又はその操業、そして関連しかつ相応する場合は、その製品及びサービス、並びにサプライチェーン及び請負契約を含むビジネス関係に関連するかもしれない。但し、このことは、中小規模の事業体に不適切で追加的な管理負担をもたらすことにつながってはならない。

(9) 当該情報を提供するにあたり、本指令が適用される事業体は、各国の枠組、環境管理・環境監査スキーム (EMAS) などの欧州連合ベースの枠組若しくは国連 (UN) グローバル・コンパクト、国連『保護、尊重及び救済』枠組実施のための企業と人権に関する指導原則、経済協力開発機構 (OECD) の多国籍企業行動指針、国際標準化機構の ISO26000 (社会的責任に関する手引)、国際労働機関の多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言 (MNE 宣言)、グローバル・レポーティング・イニシアチブ (GRI) などの国際的な枠組、又はその他の受け入れられている国際的枠組に依拠することができる。

(10) 加盟国は、本指令に従う事業体による非財務情報の開示を保証するために、適正で効果的な方法の存在を確実にすべきである。当該目的のために加盟国は、本指令により課された義務を遵守させるための効果的な国内手続が存在すること及びそれらの手続が国内法に準拠することによって本指令の規定が尊重されることを確実にし、正統な関心

to all persons and legal entities having a legitimate interest, in accordance with national law, in ensuring that the provisions of this Directive are respected.

(11) Paragraph 47 of the outcome document of the United Nations Rio+20 conference, entitled ‘The Future We Want’, recognises the importance of corporate sustainability reporting and encourages undertakings, where appropriate, to consider integrating sustainability information into their reporting cycle. It also encourages industry, interested governments and relevant stakeholders with the support of the United Nations system, as appropriate, to develop models for best practice, and facilitate action for the integration of financial and non-financial information, taking into account experiences from already existing frameworks.

(12) Investors' access to non-financial information is a step towards reaching the milestone of having in place by 2020 market and policy incentives rewarding business investments in efficiency under the roadmap to a resource-efficient Europe.

(13) The European Council, in its conclusions of 24 and 25 March 2011, called for the overall regulatory burden, in particular for small and medium-sized enterprises (‘SMEs’), to be reduced at both European and national levels, and suggested measures to increase productivity, while the Europe 2020 Strategy for smart, sustainable and inclusive growth aims to improve the business environment for SMEs and to promote their internationalisation. Thus, in accordance with the ‘think small first’ principle, the new disclosure requirements should apply only to certain large undertakings and groups.

を持つすべての人々と法的主体に利用可能であることを確実にすべきである。

(11) 「私たちが望む未来（‘The Future We Want’）」と表題された国連 Rio+20 会議の成果文書の第 47 項は、企業の持続可能性報告の重要性を認識し、適切な場合には、事業体が持続可能性情報をその報告サイクルに統合することの検討を奨励している。それはまた、すでに現存する枠組からの経験を考慮しつつ、国連システムのサポートにより、産業界、関心ある政府及び関連したステークホルダーが、適宜ベストプラクティスのモデルを開発し、財務と非財務の情報を統合するための行動を促進することを奨励している。

(12) 非財務情報への投資家のアクセスは、資源効率的な欧州へのロードマップの下での効率的なビジネス投資に報いる 2020 年の市場と政策インセンティブによって設定されたマイルストーンに到達するためのステップである。

(13) 欧州閣僚理事会は、2011 年 3 月 24 日及び同 25 日の決議において、欧州及び各国レベルにおいて、全体的な規制による負担、特に中小規模の事業体（SMEs）に対する負担の軽減を要求し、並びに「賢く持続可能で包括的な成長のための欧州 2020 戦略（the Europe 2020 Strategy for smart, sustainable and inclusive growth）」が、中小規模の事業体のビジネス環境を改善し、彼らの国際化を促進することを目的としており、生産性を高める方策を示唆した。従って、「小規模事業体優先原則」（‘think small first’ principle）に基づき、新しい開示要件は一定の大規模事業体とグループにのみ

(14) The scope of those non-financial disclosure requirements should be defined by reference to the average number of employees, balance sheet total and net turnover. SMEs should be exempted from additional requirements, and the obligation to disclose a non-financial statement should apply only to those large undertakings which are public-interest entities and to those public-interest entities which are parent undertakings of a large group, in each case having an average number of employees in excess of 500, in the case of a group on a consolidated basis. This should not prevent Member States from requiring disclosure of non-financial information from undertakings and groups other than undertakings which are subject to this Directive.

(15) Many of the undertakings which fall within the scope of Directive 2013/34/EU of the European Parliament and of the Council ⁽³⁾ are members of groups of undertakings. Consolidated management reports should be drawn up so that the information concerning such groups of undertakings may be conveyed to members and third parties. National law governing consolidated management reports should therefore be coordinated in order to achieve the objectives of comparability and consistency of the information which undertakings should publish within the Union.

(16) Statutory auditors and audit firms should only check that the non-financial statement or the separate report has been provided. In addition, it should be possible for Member States to require that the information included in the non-financial statement or in the separate report be verified by

適用されるべきである。

(14) それら非財務の開示要件の範囲は、平均従業員数、総資産額及び純売上高を参考にして定義されるべきである。中小規模の事業体は追加の要求を免除されるべきであり、非財務報告を開示する義務は、期中平均従業員数 500 人超（グループの場合は連結ベース）の社会的影響度の高い事業体(public-interest entities 以下、PIEs)及び大規模グループの親会社である PIEs についてのみ適用されるべきである。但し、当該規定によって加盟国が、本指令が適用される事業体以外の事業体やグループに対して非財務情報の開示を義務化することを阻害すべきではない。

(15) 欧州議会及び閣僚理事会の 2013/34/EU の指令 ³が適用される事業体の多くは、企業グループを構成している。連結ベースの経営者による報告書は、当該企業グループについての情報が、そのメンバー及び第三者に伝えられるように作成されるべきである。従って、連結ベースの経営者による報告書を規定している国内法は、欧州連合内で事業体が公開すべき情報の比較可能性と一貫性の目的を達成するために調整されるべきである。

(16) 法定監査人又は監査事務所は、非財務報告又は別個の報告書が提供されたことのみをチェックすべきである。さらに、加盟国が、非財務報告又は別個の報告書に含まれている情報について独立の保証業務提供者による検証を要求することを可能とすべき

³指令 2006/43/EC を修正し、欧州閣僚理事会指令 78/660/EEC 及び 83/349/EEC を廃止して策定された、事業体の年次財務諸表、連結財務諸表及び関連する諸報告に関する 2013 年 6 月 26 日の欧州議会及び閣僚理事会指令 2013/34/EU (OJ L182, 29.6.2013, 19 ページ)。

an independent assurance services provider.

(17) With a view to facilitating the disclosure of non-financial information by undertakings, the Commission should prepare non-binding guidelines, including general and sectoral non-financial key performance indicators. The Commission should take into account current best practices, international developments and the results of related Union initiatives. The Commission should carry out appropriate consultations, including with relevant stakeholders. When referring to environmental aspects, the Commission should cover at least land use, water use, greenhouse gas emissions and the use of materials.

(18) Diversity of competences and views of the members of administrative, management and supervisory bodies of undertakings facilitates a good understanding of the business organisation and affairs of the undertaking concerned. It enables members of those bodies to constructively challenge the management decisions and to be more open to innovative ideas, addressing the similarity of views of members, also known as the 'group-think' phenomenon. It contributes thus to effective oversight of the management and to successful governance of the undertaking. It is therefore important to enhance transparency regarding the diversity policy applied. This would inform the market of corporate governance practices and thus put indirect pressure on undertakings to have more diversified boards.

(19) The obligation to disclose diversity policies in relation to the administrative, management and supervisory bodies with regard to aspects such as, for instance, age, gender or educational and professional backgrounds should apply only to certain large undertakings. Disclosure of the

である。

(17) 事業体による非財務情報の開示を促進する観点で、欧州委員会は、一般的な及びセクター別の非財務 KPI を含んでいる法的拘束力がないガイドラインを策定すべきである。欧州委員会は、現在のベスト・プラクティス、国際的な開発及び関連した欧州連合イニシアチブの結果を考慮に入れるべきである。欧州委員会は、関連したステークホルダーを含めて適切な協議を運営すべきである。環境側面に関連する場合は、欧州委員会は、少なくとも土地利用、水使用、温室効果ガス排出及び物質の使用をカバーするべきである。

(18) 事業体の管理、経営及び監督機関のメンバーの能力及び見解の多様性は、ビジネス組織及び関連した事業体の業務に対するよき理解を促進する。このことは、「集団思考 ('group-think')」現象として知られ、メンバーの見解の近似性を整理するとともに、機関のメンバーが経営意思決定において建設的にチャレンジし、革新的なアイデアに対してよりオープンとなることを可能にする。そしてそれは、経営者の効果的な監督及び事業体のガバナンスの成功に寄与している。従って、適用される多様性方針についての透明性を強化することが重要である。それによってコーポレートガバナンスの慣行を市場に知らせ、結果として、事業体がより多様性ある取締役会を実現するように間接的圧力をかけることとなる。

(19) 例えば、年齢、性別又は教育及び職業的な背景などの側面について、管理、経営及び監督機関に関連した多様性方針を開示する義務は、一定の大規模事業体にのみ適用されるべきである。多様性方針の開示は、指令 2013/34/EU の第 20 条に規定されるように、

diversity policy should be part of the corporate governance statement, as laid down by Article 20 of Directive 2013/34/EU. If no diversity policy is applied there should not be any obligation to put one in place, but the corporate governance statement should include a clear explanation as to why this is the case.

(20) Initiatives at Union level, including country-by-country reporting for several sectors, as well as the references made by the European Council, in its conclusions of 22 May 2013 and of 19 and 20 December 2013, to country-by-country reporting by large companies and groups, similar provisions in Directive 2013/36/EU of the European Parliament and of the Council⁽⁴⁾, and international efforts to improve transparency in financial reporting have been noted. Within the context of the G8 and the G20, the OECD has been asked to draw up a standardised reporting template for multinational undertakings to report to tax authorities where they make their profits and pay taxes around the world. Such developments complement the proposals contained in this Directive, as appropriate measures for their respective purposes.

(21) Since the objective of this Directive, namely to increase the relevance, consistency and comparability of information disclosed by certain large undertakings and groups across the Union, cannot be sufficiently achieved by the Member States but can rather, by reason of its effect, be better achieved at Union level, the Union may adopt measures, in accordance with the principle of subsidiarity as set out in Article 5 of the Treaty on European Union. In accordance with the principle of proportionality as set out in that

コーポレートガバナンス報告の一部である。もし多様性方針を適用しない場合、人員の配置についてなんら義務も負わないかもしれないが、コーポレートガバナンス報告は、なぜそれを適用しないことが妥当であるかについての明確な説明を含むべきである。

(20) 欧州連合レベルの取組（大規模事業体及びグループによる各国の報告に対する2013年5月22日及び2013年12月19、20日の結論における数業種に対する各国の報告、並びに欧州閣僚理事会による言及を含む）及び欧州議会と閣僚理事会の指令2013/36/EU⁴での同様な規定、並びに財務報告の透明性を改善する国際的な取組は、これまでも留意されてきた。G8とG20の文脈において、OECDは、多国籍の事業体が利益を生み、税を支払う世界各所の税務当局に報告するための標準的報告テンプレートを作成することを要請された。このような取組は、個々の目的に対する適切な方策として本指令に含まれる諸提案を補足している。

(21) 本指令の目的、すなわち、欧州連合にわたり一定の大規模事業体とグループにより開示された情報の目的適合性、一貫性及び比較可能性を増大させることは、加盟国によっては十分に達成できないが、むしろ欧州連合レベルでよりよく達成されるであろう。従って、欧州連合は、欧州連合条約第5条に規定されている補完性原則に準拠して諸方策を採用することができる。同条項に規定されている比例原則に準拠して、本指令は、その目的を達成するために必要以上の規制を行わ

4 金融機関の活動への接近、並びに金融機関及び投資会社の健全性の監督に関する指令 2002/87/EC を修正し、2006/48/EC 及び 2006/49/EC を廃止する 2013 年 6 月 26 日の欧州議会と閣僚理事会の指令 2013/36/EU (OJ L176, 27.6.2013, 338 ページ)。

Article, this Directive does not go beyond what is necessary in order to achieve that objective.

(22) This Directive respects the fundamental rights and observes the principles recognised in particular by the Charter of Fundamental Rights of the European Union, including freedom to conduct a business, respect for private life and the protection of personal data. This Directive has to be implemented in accordance with those rights and principles.

(23) Directive 2013/34/EU should therefore be amended accordingly,

HAVE ADOPTED THIS DIRECTIVE:

Article 1

Amendments to Directive 2013/34/EU

Directive 2013/34/EU is amended as follows:

The following Article is inserted: ‘

Article 19a

Non-financial statement

1. Large undertakings which are public-interest entities exceeding on their balance sheet dates the criterion of the average number of 500 employees during the financial year shall include in the management report a non-financial statement containing information to the extent necessary for an understanding of the undertaking's development, performance, position and impact of its activity, relating to, as a minimum, environmental, social and employee matters, respect for human rights, anti-corruption and bribery matters, including:

- (a) a brief description of the undertaking's business model;
- (b) a description of the policies pursued by the undertaking in relation to those matters, including due diligence processes implemented;
- (c) the outcome of those policies;
- (d) the principal risks related to those matters

ない。

(22) 本指令は、特にビジネスの自由、私生活の尊重及び個人的なデータの保護を含む欧州連合基本権憲章によって認められている基本権を尊重し、諸原則を監視する。本指令はそれらの権利と原則に準拠して運用されなければならない。

(23) 従って、指令 2013/34/EU はしかるべく修正されるべきであり、本指令を採択した。

第 1 条

指令 2013/34/EU の修正

指令 2013/34/EU は次の通り修正される。

以下の条項が挿入される。

第 19a 条

非財務報告

1. 貸借対照表日において、期中平均 500 人の従業員数規準を超える PIEs は、経営者による報告書において、事業体の展開、実績及びポジション、並びに活動の影響を理解するために必要な程度の非財務情報を記載しなければならない。それは少なくとも、環境事項、社会及び従業員関連事項、人権尊重、並びに腐敗防止及び贈収賄事項に関連する以下の情報を含む。

- (a) 事業体のビジネス・モデルの簡潔な記述
- (b) 実施されるデュー・ディリジェンス・プロセスを含む、上記の事項に関連した、事業体が遂行する方針の記述
- (c) それら方針の結果
- (d) 関連しかつ相応する場合は、それらの分

linked to the undertaking's operations including, where relevant and proportionate, its business relationships, products or services which are likely to cause adverse impacts in those areas, and how the undertaking manages those risks;

(e) non-financial key performance indicators relevant to the particular business.

Where the undertaking does not pursue policies in relation to one or more of those matters, the non-financial statement shall provide a clear and reasoned explanation for not doing so.

The non-financial statement referred to in the first subparagraph shall also, where appropriate, include references to, and additional explanations of, amounts reported in the annual financial statements.

Member States may allow information relating to impending developments or matters in the course of negotiation to be omitted in exceptional cases where, in the duly justified opinion of the members of the administrative, management and supervisory bodies, acting within the competences assigned to them by national law and having collective responsibility for that opinion, the disclosure of such information would be seriously prejudicial to the commercial position of the undertaking, provided that such omission does not prevent a fair and balanced understanding of the undertaking's development, performance, position and impact of its activity.

In requiring the disclosure of the information referred to in the first subparagraph, Member States shall provide that undertakings may rely on national, Union-based or international frameworks, and if they do so, undertakings shall specify which frameworks they have relied upon.

野でマイナスの影響を起す恐れのあるビジネス関係⁵、製品、サービス及び事業体がそれらのリスクをどのようにマネジメントするかを含む、事業体の操業とリンクした上記の事項と関連する主要なリスク

(e) 個別のビジネスに関連した非財務 KPI

非財務の事象のうちの 1 つ以上に関して事業体が方針を遂行しない場合、非財務報告は、そうしないことの原因を付した明確な説明を提供しなければならない。

また、最初のサブパラグラフにおいて言及された非財務報告は、適切な場合においては、年次財務諸表において報告された金額への言及及び追加の説明を含まなければならない。

国内法によって付与された権限内で活動し、その意見について共同責任を負っている、管理、経営及び監督機関のメンバーによる十分に正当化された見解に基づいて、当該情報の開示が事業体の商業上の立場に著しく悪影響を及ぼすとされる場合においては、加盟国は、例外的なケースとして交渉途上にある差し迫った開発や事象に関する情報の除外を認めてもよい。但し、そのような省略が事業体の展開、実績及びポジション、並びに活動の影響についての公正でバランスが取れた理解を妨げない場合に限る。

最初のサブパラグラフにおいて言及した情報の開示を要求するにあたり、加盟国は、事業体が各国の、欧州連合ベースの又は国際的な枠組のいずれかに依拠することができることを規定しなければならない。また、その場合において、加盟国は、事業体がどの枠組に依拠したかを特定しなければならない。

⁵ サステナビリティ日本フォーラム註) バリュチェーン

2.Undertakings fulfilling the obligation set out in paragraph 1 shall be deemed to have fulfilled the obligation relating to the analysis of non-financial information set out in the third subparagraph of Article 19(1).

3.An undertaking which is a subsidiary undertaking shall be exempted from the obligation set out in paragraph 1 if that undertaking and its subsidiary undertakings are included in the consolidated management report or the separate report of another undertaking, drawn up in accordance with Article 29 and this Article 19 (1) .

4.Where an undertaking prepares a separate report corresponding to the same financial year whether or not relying on national, Union-based or international frameworks and covering the information required for the non-financial statement as provided for in paragraph 1, Member States may exempt that undertaking from the obligation to prepare the non-financial statement laid down in paragraph 1, provided that such separate report:

(a) is published together with the management report in accordance with Article 30; or

(b) is made publicly available within a reasonable period of time, not exceeding six months after the balance sheet date, on the undertaking's website, and is referred to in the management report.

Paragraph 2 shall apply *mutatis mutandis* to undertakings preparing a separate report as referred to in the first subparagraph of this paragraph.

5.Member States shall ensure that the statutory auditor or audit firm checks whether the non-financial statement referred to in paragraph 1 or the separate report referred to in paragraph 4 has been provided.

2. パラグラフ 1 に規定された義務を果たす事業体は、第 19 条 (1) の第 3 サブパラグラフに規定された非財務情報の分析と関連する義務を果たしたと見做されなければならない。

3. 子会社である事業体は、第 29 条及び本第 19 条 (1) に準拠して作成された連結ベースの経営者による報告書又は他の事業体の別個の報告書に含められているならば、パラグラフ 1 で規定された義務を免除されなければならない。

4. 各国の、欧州連合ベースの若しくは国際的な枠組に依拠しているか、又はパラグラフ 1 において規定されている非財務報告に要求される情報をカバーしているかどうかに関わらず、事業体が以下のいずれかに該当するような同一会計年度に対応する別個の報告書を作成する場合、加盟国は、パラグラフ 1 において規定された非財務報告を作成する義務からその事業体を免除することができる。

(a) 第 30 条に準拠して経営者による報告書とともに発行されている

(b) 貸借対照表日から 6 ヶ月を超えない妥当な期間内に、事業体のウェブサイトにおいて公にアクセス可能であり、かつ経営者による報告書において言及されている

このパラグラフの最初のサブパラグラフにおいて言及された別個の報告書を作成する事業体に対しては、パラグラフ 2 は、必要な変更を加えて適用されなければならない。

5. 加盟国は、パラグラフ 1 において言及された非財務報告又はパラグラフ 4 において言及された別個の報告書が提供されたかどうかを、法定監査人又は監査事務所がチェックすることを確実にしなければならない。

6. Member States may require that the information in the non-financial statement referred to in paragraph 1 or in the separate report referred to in paragraph 4 be verified by an independent assurance services provider.’

(2) Article 20 is amended as follows:

(a) in paragraph 1, the following point is added:

‘(g) a description of the diversity policy applied in relation to the undertaking’s administrative, management and supervisory bodies with regard to aspects such as, for instance, age, gender, or educational and professional backgrounds, the objectives of that diversity policy, how it has been implemented and the results in the reporting period. If no such policy is applied, the statement shall contain an explanation as to why this is the case.’;

(b) paragraph 3 is replaced by the following:

‘3. The statutory auditor or audit firm shall express an opinion in accordance with the second subparagraph of Article 34(1) regarding information prepared under points (c) and (d) of paragraph 1 of this Article and shall check that the information referred to in points (a), (b), (e), (f) and (g) of paragraph 1 of this Article has been provided.’;

(c) paragraph 4 is replaced by the following:

‘4. Member States may exempt undertakings referred to in paragraph 1 which have only issued securities other than shares admitted to trading on a regulated market within the meaning of point (14) of Article 4(1) of Directive 2004/39/EC from the application of points (a), (b), (e), (f) and (g) of paragraph 1 of this Article, unless such undertakings have issued shares which are traded in a multilateral trading facility within the meaning of point (15) of Article 4(1) of Directive

6. 加盟国は、パラグラフ 1 において言及された非財務報告又はパラグラフ 4 において言及された別個の報告書における情報が、独立の保証業務提供者により検証されることを要求することができる。

(2) 第 20 条は次の通り修正される。

(a) パラグラフ 1 において、次の点が追加される。

(g) 例えば、年齢、性別又は教育及び職業的な背景などに関する事業体の管理、経営及び監督機関に関連して適用される多様性方針、その多様性方針の目的、それがどのように実施されているか、並びに報告期間における結果の記述

もしそのような方針を適用しないならば、報告は、なぜそれが妥当であるかについての説明を含まなければならない。

(b) パラグラフ 3 は以下に置き換えられる。

3. 法定監査人又は監査事務所は、本条パラグラフ 1 のポイント (c) 及び (d) の下で規定された情報に関し、第 34 条 (1) の第 2 サブパラグラフに準拠した意見を表明しなければならない。また、本条パラグラフ 1 のポイント (a)、(b)、(e)、(f) 及び (g) で言及された情報が提供されていることをチェックしなければならない。

(c) パラグラフ 4 は以下に置き換えられる。

4. 加盟国は、指令 2004/39/EC の第 4 条 (1) のポイント (14) の意味において、規制市場において取引が許可された株式以外の有価証券のみを発行するパラグラフ 1 で言及している事業体を、本条パラグラフ 1 のポイント (a)、(b)、(e)、(f) 及び (g) の適用から免除できる。但し、そのような事業体については、指令 2004/39/EC の第 4 条 (1) のポイント (15) の意味における多角的取引機関で取引される発行済株式がない場合に限る。

2004/39/EC.;

(d) the following paragraph is added:

‘5. Notwithstanding Article 40, point (g) of paragraph 1 shall not apply to small and medium-sized undertakings.’.

(3) The following Article is inserted: ‘

Article 29a

Consolidated non-financial statement

1. Public-interest entities which are parent undertakings of a large group exceeding on its balance sheet dates, on a consolidated basis, the criterion of the average number of 500 employees during the financial year shall include in the consolidated management report a consolidated non-financial statement containing information to the extent necessary for an understanding of the group's development, performance, position and impact of its activity, relating to, as a minimum, environmental, social and employee matters, respect for human rights, anti-corruption and bribery matters, including:

(a) a brief description of the group's business model;

(b) a description of the policies pursued by the group in relation to those matters, including due diligence processes implemented;

(c) the outcome of those policies;

(d) the principal risks related to those matters linked to the group's operations including, where relevant and proportionate, its business relationships, products or services which are likely to cause adverse impacts in those areas, and how the group manages those risks;

(e) non-financial key performance indicators relevant to the particular business.

Where the group does not pursue policies in

(d) 以下のパラグラフが追加される。

‘5. 第 40 条にかかわらず、パラグラフ 1 のポイント (g) は中小規模の事業体に適用してはならない。

(3) 以下の条項が挿入される。

第 29a 条

連結非財務報告

1. 連結貸借対照表日において、期中平均 500 人の従業員数規準を超える大規模なグループの親会社である PIEs は、その連結ベースの経営者による報告書において、グループの事業体の展開、実績及びポジション、並びに活動の影響を理解するために必要な程度の子会社に関する非財務情報を記載しなければならない。それは少なくとも環境事項、社会及び従業員関連事項、人権尊重、並びに腐敗防止及び贈収賄事項に関連する以下の情報を含む。

(a) グループのビジネス・モデルの簡潔な記述

(b) 実施されたデュー・ディリジェンス・プロセスを含む、上記の事項に関連した、グループが遂行する方針の記述

(c) それら方針の結果

(d) グループの操業とリンクした上記の事項に関連する主要なリスク

関連しかつ相応する場合は、それらの分野でマイナスの影響を起す恐れのあるビジネス関係⁶、製品、サービス及びグループがそれらのリスクをどのようにマネジメントするか、を含む

(e) 個別のビジネスに関連した非財務 KPI

グループがそれらの事項のうちの 1 つ以上

⁶ サステナビリティ日本フォーラム註) バリュチェーン

relation to one or more of those matters, the consolidated non-financial statement shall provide a clear and reasoned explanation for not doing so.

The consolidated non-financial statement referred to in the first subparagraph shall also, where appropriate, include references to, and additional explanations of, amounts reported in the consolidated financial statements.

Member States may allow information relating to impending developments or matters in the course of negotiation to be omitted in exceptional cases where, in the duly justified opinion of the members of the administrative, management and supervisory bodies, acting within the competences assigned to them by national law and having collective responsibility for that opinion, the disclosure of such information would be seriously prejudicial to the commercial position of the group, provided that such omission does not prevent a fair and balanced understanding of the group's development, performance, position and impact of its activity.

In requiring the disclosure of the information referred to in the first subparagraph, Member States shall provide that the parent undertaking may rely on national, Union-based or international frameworks, and if it does so, the parent undertaking shall specify which frameworks it has relied upon.

2.A parent undertaking fulfilling the obligation set out in paragraph 1 shall be deemed to have fulfilled the obligation relating to the analysis of non-financial information set out in the third subparagraph of Article 19(1) and in Article 29.

3.A parent undertaking which is also a subsidiary undertaking shall be exempted from the

に関連して方針を遂行しない場合、連結非財務報告は、そうしないことの理由を付した明確な説明を提供しなければならない。

最初のサブパラグラフにおいて言及された連結非財務報告はまた、適切な場合においては、連結財務諸表において報告された金額への言及及び追加の説明を含まなければならない。

国内法によって付与された権限内で活動し、その意見について共同責任を負っている管理、経営及び監督機関のメンバーによる十分に正当化された見解に基づいて、当該情報の開示が事業体の商業上の立場に著しく悪影響を及ぼすとされる場合においては、加盟国は、例外的なケースとして交渉途上にある差し迫った開発や事象に関する情報の除外を認めることができる。

但し、そのような省略が事業体の事業の展開、実績及びポジション、並びに活動の影響についての公正でバランスが取れた理解を妨げない場合に限る。

最初のサブパラグラフにおいて言及した情報の開示を要求するにあたり、加盟国は、親会社が各国の、欧州連合ベースの又は国際的な枠組のいずれかに依拠することができることを規定しなければならない。その場合において、加盟国は、親会社がどの枠組に依拠したかを特定することを規定しなければならない。

2. パラグラフ 1 に規定された義務を果たす親会社は、第 19 条 (1) の第 3 サブパラグラフと第 29 条に規定された非財務情報の分析と関連する義務を果たしていると思われなければならない。

3. 他の組織体の子会社である親会社は、当該親会社及びその子会社群が、第 29 条及び

obligation set out in paragraph 1 if that exempted parent undertaking and its subsidiaries are included in the consolidated management report or the separate report of another undertaking, drawn up in accordance with Article 29 and this Article.

4. Where a parent undertaking prepares a separate report corresponding to the same financial year, referring to the whole group, whether or not relying on national, Union-based or international frameworks and covering the information required for the consolidated non-financial statement as provided for in paragraph 1, Member States may exempt that parent undertaking from the obligation to prepare the consolidated non-financial statement laid down in paragraph 1, provided that such separate report:

(a) is published together with the consolidated management report in accordance with Article 30;

or

(b) is made publicly available within a reasonable period of time, not exceeding six months after the balance sheet date, on the parent undertaking's website, and is referred to in the consolidated management report.

Paragraph 2 shall apply *mutatis mutandis* to parent undertakings preparing a separate report as referred to in the first subparagraph of this paragraph.

5. Member States shall ensure that the statutory auditor or audit firm checks whether the consolidated non-financial statement referred to in paragraph 1 or the separate report referred to in paragraph 4 has been provided.

6. Member States may require that the information in the consolidated non-financial statement referred to in paragraph 1 or in the

本条に準拠して作成された連結ベースの経営者による報告書又は別の事業体の別個の報告書に記載されている場合、パラグラフ1に規定された義務を免除されなければならない。

4. 各国の、欧州連合ベースの又は国際的な枠組に依拠しているか否か及びパラグラフ1において規定されている連結非財務報告に要求される情報をカバーしているか否かに拘わらず、事業体が以下のいずれかに該当するような同一会計年度に対応する別個の報告書を作成する場合には、加盟国はパラグラフ1において規定された連結非財務報告を作成する義務からその親会社を免除することができる。

(a) 第30条に準拠して連結ベースの経営者による報告書とともに発行されている

(b) 貸借対照表日から6ヶ月を超えない適切な期間内に、親会社のウェブサイトにおいて公にアクセス可能であり、かつ、連結ベースの経営者による報告書において言及されている

このパラグラフの最初のサブパラグラフにおいて言及された別個の報告書を作成する親会社に対しては、パラグラフ2は、必要な変更を加えて適用されなければならない。

5. 加盟国は、パラグラフ1において言及された連結非財務報告又はパラグラフ4において言及された別個の報告書が提供されたかどうかを、法定監査人又は監査事務所がチェックすることを確実にしなければならない。

6. 加盟国は、パラグラフ1において言及された連結非財務報告又はパラグラフ4で言及された別個の報告書における情報が、独立

separate report referred to in paragraph 4 be verified by an independent assurance services provider.’.

(4) In Article 33, paragraph 1 is replaced by the following:

‘1.Member States shall ensure that the members of the administrative, management and supervisory bodies of an undertaking, acting within the competences assigned to them by national law, have collective responsibility for ensuring that:

(a)the annual financial statements, the management report, the corporate governance statement when provided separately and the report referred to in Article 19a(4); and

(b)the consolidated financial statements, the consolidated management reports, the consolidated corporate governance statement when provided separately and the report referred to in Article 29a(4), are drawn up and published in accordance with the requirements of this Directive and, where applicable, with the international accounting standards adopted in accordance with Regulation (EC) No 1606/2002.’.

(5) In Article 34, the following paragraph is added: ‘

3.This Article shall not apply to the non-financial statement referred to in Article 19a(1) and the consolidated non-financial statement referred to in Article 29a(1) or to the separate reports referred to in Articles 19a(4) and 29a(4).’.

(6) In Article 48, the following paragraph is inserted before the last paragraph:

‘The report shall also consider, taking into account developments in the OECD and the results of related European initiatives, the possibility of introducing an obligation requiring large undertakings to produce on an annual basis

の保証業務提供者により検証されることを要求することができる。

(4) 第 33 条において、パラグラフ 1 は以下に置き換えられる。

1. 加盟国は、国内法により付与された権限内で活動している事業体の管理、経営及び監督機関のメンバーが、以下に関する共同責任を負うことを確実にしなければならない。

(a) 年次財務諸表、経営者による報告書、別個に提供される場合のコーポレートガバナンス報告書及び第 19 a 条 (4) において言及される報告書

(b) 連結財務諸表、連結ベースの経営者による報告書、別個に提供される場合の連結コーポレートガバナンス報告書及び第 29a 条 (4) において言及した報告書が、本指令の要求事項、並びに適用可能な場合は、規則 (EC) No1606/2002.'に準拠して採用された国際会計基準(IAS)に準拠して作成され発行されていること

(5) 第 34 条に、以下のパラグラフが追加される。

3. 本条は、第 19a 条 (1) で言及した非財務報告及び第 29a 条 (1) で言及した連結非財務報告、又は第 19a 条 (4) と第 29a 条 (4) において言及した別個の報告書に対して適用してはならない。

(6) 第 48 条に、以下のパラグラフが最後のパラグラフの前に挿入される。

その報告書は、OECD での開発及び関連した欧州の各種取組の結果を考慮して、少なくとも大規模な事業体が、利益、利益に対する税支払及び受け取った公的助成等の情報が記載された、加盟各国及び (事業体が) 操業

a country-by-country report for each Member State and third country in which they operate, containing information on, as a minimum, profits made, taxes paid on profits and public subsidies received.’.

Article 2

Guidance on reporting

The Commission shall prepare non-binding guidelines on methodology for reporting non-financial information, including non-financial key performance indicators, general and sectoral, with a view to facilitating relevant, useful and comparable disclosure of non-financial information by undertakings. In doing so, the Commission shall consult relevant stakeholders. The Commission shall publish the guidelines by 6 December 2016.

Article 3

Review

The Commission shall submit a report to the European Parliament and to the Council on the implementation of this Directive, including, among other aspects, its scope, particularly as regards large non-listed undertakings, its effectiveness and the level of guidance and methods provided. The report shall be published by 6 December 2018 and shall be accompanied, if appropriate, by legislative proposals.

Article 4

Transposition

1. Member States shall bring into force the laws, regulations and administrative provisions necessary to comply with this Directive by 6 December 2016. They shall immediately inform the Commission thereof.

Member States shall provide that the provisions referred to in the first subparagraph are to apply to all undertakings within the scope of Article 1

する第三国のための国別報告書を、年次ごとに作成する義務が導入される可能性を考慮しなければならない。

第 2 条

報告の手引き

欧州委員会は、事業体による目的適合的で、利用しやすく、比較可能な非財務情報開示を促進する観点から、非財務情報(非財務 KPI、並びに一般及びセクター別を含む)を報告するための方法について法的拘束力のないガイドラインを策定しなければならない。その場合、欧州委員会は、関連したステークホルダーと協議しなければならない。

欧州委員会は、2016 年 12 月 6 日までに当該ガイドラインを発行しなければならない。

第 3 条

レビュー

欧州委員会は、本指令の施行について、とりわけ、その範囲(特に非上場の大規模事業体に関して)、その有効性及び提供した手引きと手法のレベルを含む報告書を、欧州議会と閣僚理事会に提出しなければならない。報告書は 2018 年 12 月 6 日までに発行され、適切ならば、立法上の提案を付帯させなければならない。

第 4 条

移行措置

1. 加盟国は、2016 年 12 月 6 日までにこの指令を遵守するために必要な法、規則及び行政附則を発効させなければならない。加盟国は、それについて直ちに欧州委員会に通知しなければならない。

加盟国は、最初のサブパラグラフにおいて言及した規定が、2017 年 1 月 1 日もしくは 2017 暦年の間に始まる会計年度において、

<p>for the financial year starting on 1 January 2017 or during the calendar year 2017.</p> <p>When Member States adopt those provisions, they shall contain a reference to this Directive or shall be accompanied by such reference on the occasion of their official publication. The methods of making such reference shall be laid down by Member States.</p> <p>2. Member States shall communicate to the Commission the text of the main provisions of national law which they adopt in the field covered by this Directive.</p> <p style="text-align: center;"><i>Article 5</i> Entry into force</p> <p>This Directive shall enter into force on the twentieth day following that of its publication in the <i>Official Journal of the European Union</i>.</p> <p style="text-align: center;"><i>Article 6</i> Addressees</p> <p>This Directive is addressed to the Member States. Done at Strasbourg, 22 October 2014.</p> <p><i>For the European Parliament</i> <i>The President</i> M. SCHULZ</p> <p><i>For the Council</i> <i>The President</i> B. DELLA VEDOVA</p>	<p>第 1 条の範囲内のすべての事業体に適用されることを周知しなければならない。</p> <p>加盟国がそれらの条項を適用する場合、それらは本指令への言及を含むか又はそれぞれの官報でそのような言及を伴わなければならない。</p> <p>2. 加盟国は、本指令によりカバーされた地域において適用する各国法の主要な条項のテキストを、委員会に通知しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 5 条 発効日</p> <p>本指令は、欧州連合の OJ での発行日から 20 日目に発効する。</p> <p style="text-align: center;">第 6 条 受信者</p> <p>本指令は、加盟国に向け発せられる。 2014 年 10 月 22 日 ストラスブルグにて行われた。 <i>欧州議会にかわり</i> プレジデント M. SCHULZ</p> <p><i>閣僚理事会にかわり</i> プレジデント B. DELLA VEDOVA</p>
---	---

第 5 章 経営者による報告書

第 19 条 経営者による報告書の内容

1. 経営者による報告書は、事業体の事業の展開と実績及びポジションについての公正なレビュー、並びに事業体が直面する主要なリスク及び不確実性を説明する記載を含まなければならない。

このレビューは、事業体の事業の展開と実績及びポジションについてバランスのとれたかつ包括的な分析であり、事業の規模と複雑性に合致しなければならない。

この分析は、事業体の展開、実績又はポジションを理解する上で必要な程度に、特定の事業に関連した財務及び必要に応じて非財務 KPI（環境及び従業員関連事項）を含まなければならない。また、経営者による報告書は、分析を提供する際に、必要に応じて年次財務諸表に報告された金額への言及及び追加の説明を含まなければならない。

2. 経営者による報告書は、以下の事項を提供しなければならない。

- (a) 事業体の将来展開予測
- (b) 研究開発の領域における活動
- (c) 指令 2012/30/EU 第 24 条(2)に規定されている自己株式の取得に関する情報
- (d) 事業体の支店の存在
- (e) 事業体が保有する金融商品の活用に関して、もし重要であれば、資産、負債、財政状態及び損益の評価
 - (i) 事業体の財務リスク管理の目的及び方針（ヘッジ会計が適用される主要な予定取引に対するヘッジ方針を含む）
 - (ii) 事業体が曝される価格リスク、信用リスク、流動性リスク及びキャッシュフローリスク

3. 加盟国が小規模事業体に対して、指令 2012/30/EU 第 24 条(2)に規定されている自己株式の取得についての情報を要求し、当該小規模事業体がそれを財務諸表に注記している限りにおいて、加盟国は、当該小規模事業体に対して経営者による報告書の作成義務を免除することができる。

4. 加盟国は、中小規模の事業体に対して、非財務情報に関するものに限り、パラグラフ 1 の第 3 サブパラグラフについて開示する義務を免除することができる。

第 19a 条 非財務報告

1. 貸借対照表日において、期中平均 500 人の従業員数規準を超える社会的影響度の高い大規模な事業体 (public-interest entities 以下、PIEs) は、経営者による報告書において、事業体の展開、実績及びポジション、並びに活動の影響を理解するために必要な程度の非財務情報を記載しなければならない。それは少なくとも、環境事項、社会及び従業員関連事項、人権尊重、並びに腐敗防止及び贈収賄事項に関連する以下の情報を含む。

- (a) 事業体のビジネス・モデルの簡潔な記述
- (b) 実施されるデュー・ディリジェンス・プロセスを含む、上記の事項に関連した、事業体が遂行する方針の記述
- (c) それら方針の結果
- (d) 関連しかつ相応する場合は、それらの分野でマイナスの影響を起す恐れのあるビジネス関係^(*)、製品、サービス及び事業体がそれらのリスクをどのようにマネジメントするかを含む、事業体の操業とリンクした上記の事項と関連する主要なリスク
- (e) 個別のビジネスに関連した非財務 KPI

非財務事象のうちの 1 つ以上に関して事業体が方針を遂行しない場合、非財務報告は、そうしないことの原因を付した明確な説明を提供しなければならない。

また、最初のサブパラグラフにおいて言及された非財務報告は、適切な場合においては、年次財務諸表において報告された金額への言及及び追加の説明を含まなければならない。

国内法によって付与された権限内で活動し、その意見について共同責任を負っている、管理、経営及び監督機関のメンバーによる十分に正当化された見解に基づいて、当該情報の開示が事業体の商業上の立場に著しく悪影響を及ぼすと判断される場合においては、加盟国は、例外的なケースとして交渉途上にある差し迫った開発や事象に関する情報の除外を認めてもよい。但し、そのような省略が事業体の展開、実績及びポジション、並びに活動の影響についての公正でバランスが取れた理解を妨げない場合に限る。

(*) サステナビリティ日本フォーラム註) バリューチェーン

最初のサブパラグラフにおいて言及した情報の開示を要求するにあたり、加盟国は、事業体が各国の、欧州連合ベースの又は国際的な枠組のいずれかに依拠することができることを規定しなければならない。また、その場合において、加盟国は、事業体がどの枠組に依拠したかを特定しなければならない。

2. パラグラフ 1 に規定された義務を果たす事業体は、第 19 条 (1) の第 3 サブパラグラフに規定された非財務情報の分析と関連する義務を果たしたと見做されなければならない。

3. 子会社である事業体は、第 29 条及び本第 19 条 (1) に準拠して作成された連結ベースの経営者による報告書又は他の事業体の別個の報告書に含められているならば、パラグラフ 1 で規定された義務を免除されなければならない。

4. 各国の、欧州連合ベースの若しくは国際的な枠組に依拠しているか、又はパラグラフ 1 において規定されている非財務報告に要求される情報をカバーしているかどうかにかかわらず、事業体が以下のいずれかに該当するような同一会計年度に対応する別個の報告書を作成する場合、加盟国は、パラグラフ 1 において規定された非財務報告を作成する義務からその事業体を免除することができる。

(a) 第 30 条に準拠して経営者による報告書とともに発行されている

(b) 貸借対照表日から 6 ヶ月を超えない妥当な期間内に、事業体のウェブサイトにおいて公にアクセス可能であり、かつ経営者による報告書において言及されている

このパラグラフの最初のサブパラグラフにおいて言及された別個の報告書を作成する事業体に対しては、パラグラフ 2 は、必要な変更を加えて適用されなければならない。

5. 加盟国は、パラグラフ 1 において言及された非財務報告又はパラグラフ 4 において言及された別個の報告書が提供されたかどうかを、法定監査人又は監査事務所がチェックすることを確実にしなければならない。

6. 加盟国は、パラグラフ 1 において言及された非財務報告又はパラグラフ 4 において言及された別個の報告書における情報が、独立の保証業務提供者により検証されることを要求することができる。

第 20 条

コーポレートガバナンス報告書

1. 第 2 条(1)ポイント(a)で述べる事業体は、その経営者による報告書にコーポレートガバナンス報告書を含めなければならない。その報告書は、経営者による報告書の特定のセクションとして、少なくとも以下の情報を含めなければならない。

(a) 該当する場合は、以下について記述する。

- (i) その事業体が従うコーポレートガバナンス・コード
- (ii) 事業体が自主的に適用を決定したコーポレートガバナンス・コード
- (iii) 国内法の要求事項を超えて適用するコーポレートガバナンスの実務慣行について
関連するすべての情報

(i) 又は (ii) で述べたコーポレートガバナンス・コードを記述する場合、事業体はまた、該当する文書がどこで公に入手可能かを表示しなければならない。

(iii) で述べる情報を記述する場合、事業体は、そのコーポレートガバナンスの実務慣行の詳細が公に入手可能となるようにしなければならない。

- (b) 国内法に準拠する事業体が、ポイント (a) (i) 又は (ii) で述べるコーポレートガバナンス・コードを適用しない場合、そのコーポレートガバナンス・コードのどの部分か又は適用しないことに関しての事業体による説明

事業体が、ポイント (a) (i) 又は (ii) で述べるコーポレートガバナンス・コードの何らかの条項について述べないと意思決定した場合、述べないことについての理由を説明しなければならない。

- (c) 財務報告プロセスにおける、事業体の内部統制とリスクマネジメントシステムの主たる特性の記述
- (d) 事業体が次の指令に従っている場合、株式公開買い付けに関する 2004 年 4 月 21 日付欧州議会及び閣僚理事会の指令 2004/25/EC の第 10 条(1)ポイント(c), (d), (f), (h), 及び(i)により求められる情報
- (e) 国内法において開示情報が十分に規定されていない場合、株主総会の運営及びその主要な勢力、並びに株主の権利の記述及びそれらがどのように行使されるか、に関する記述
- (f) 管理、経営及び監督機関の構成と運営、並びにそれらの委員会
- (g) 例えば、年齢、性別又は教育及び職業的な背景などに関する事業体の管理、経営及び監督機関に関連して適用される多様性方針、その多様性方針の目的、それがどのように実施されているか、並びに報告期間における結果の記述

もしそのような方針を適用しないならば、報告は、なぜそれが妥当であるかについての説明を含まなければならない。

2. 加盟国は、本条パラグラフ 1 が要求する情報を以下のように規定することができる。

- (a) 第 30 条に規定されているような形式の、経営者による報告書とともに発行される別個の報告書
- (b) 事業体のウェブサイト上で公に入手可能な文書であって、経営者による報告書において当該事項が記述されていること

別個の報告書又はポイント(a)及び(b)で述べた文書は、本条パラグラフ 1 のポイント (d) が求める情報がその経営者による報告書で入手可能な場合、それぞれ、経営者による報告書と相互参照することができる。

3. 法定監査人又は監査事務所は、本条 パラグラフ 1 のポイント (c) 及び (d) の下で規定された情報に関し、第 34 条 (1) の第 2 サブパラグラフに準拠した意見を表明しなければならない。また、本条パラグラフ 1 のポイント (a)、(b)、(e)、(f) 及び (g) で言及された情報が提供されていることをチェックしなければならない。

4. 加盟国は、指令 2004/39/EC の第 4 条 (1) のポイント (14) の意味において、規制市場において取引が許可された株式以外の有価証券のみを発行するパラグラフ 1 で言及している事業体を、本条パラグラフ 1 のポイント (a)、(b)、(e)、(f) 及び (g) の適用から免除できる。但し、そのような事業体については、指令 2004/39/EC の第 4 条 (1) のポイント (15) の意味における多角的取引機関で取引される発行済株式がない場合に限る。

5. 第 40 条に拘らず、パラグラフ 1 のポイント (g) は、中小規模の事業体に適用してはならない。

第 29 条

連結ベースの経営者による報告書

1. 単体の経営者による報告書に比べ、連結範囲全体としての事業体の立場に関する分析を容易にできる、連結ベースの経営者による報告書固有の特徴から生じる本質的な修正を考慮し、連結ベースの経営者による報告書は、最低限、当該指令の他の条項が要求する他の一切の情報に加えて、第 19 条及び第 20 条が要求する情報を記述しなければならない。

2. 第 19 条及び第 20 条が要求する情報に対する修正として、以下が適用されなければならない。

- (a) 取得した自己株式の詳細を報告する際に、連結ベースの経営者による報告書は、株式数及び額面金額を示さなければならない。また、額面金額がない場合は、親会社自身若しくはその子会社によって、又は自身の名において行動する個人

ではあるがそれらの事業体のいずれかのために行動する者によって保有されて
いる親会社の全株式の会計上の 1 株当たり価格を示さなければならない。

加盟国は、連結財務諸表の注記において、それらの詳細を開示することを許可又
は要求することができる

- (b) 内部統制とリスクマネジメントシステムを報告する際に、コーポレート
ガバナンス報告書は、連結範囲全体としての事業体の内部統制及びリスクマネ
ジメントシステムの主要な特徴に言及しなければならない

3. 経営者による報告書に加えて、連結ベースの経営者による報告書が要求される場
合、2 つの報告書は 1 つの報告書として公表することができる。

第 29a 条

連結非財務報告

1. 連結貸借対照表日において、期中平均 500 人の従業員数規準を超える大規模なグ
ループの親会社である PIEs は、その連結ベースの経営者による報告書において、グ
ループの事業体の展開、実績及びポジション、並びに活動の影響を理解するために必
要な程度の非財務情報を記載しなければならない。それは少なくとも環境事項、社会
及び従業員関連事項、人権尊重、並びに腐敗防止及び贈収賄事項に関連する以下の情
報を含む。

- (a) グループのビジネス・モデルの簡潔な記述
- (b) 実施されたデュー・ディリジェンス・プロセスを含む、上記の事項に関連した、
グループが遂行する方針の記述
- (c) それら方針の結果
- (d) グループの操業とリンクした上記の事項に関連する主要なリスク
関連しかつ相応する場合は、それらの分野でマイナスの影響を起す恐れのあるビ
ジネス関係^(*)、製品、サービス及びグループがそれらのリスクをどのようにマネジ
メントするか、を含む
- (e) 個別のビジネスに関連した非財務 KPI

グループがそれらの事項のうちの 1 つ以上に関連して方針を遂行しない場合、連結非
財務報告は、そうしないこと理由を付した明確な説明を提供しなければならない。
最初のサブパラグラフにおいて言及された連結非財務報告はまた、適切な場合におい
ては、連結財務諸表において報告された金額への言及及び追加の説明を含まなければ
ならない。

国内法によって付与された権限内で活動し、その意見について共同責任を負っている管

(*) サステナビリティ日本フォーラム註) バリューチェーン

理、経営及び監督機関のメンバーによる十分に正当化された見解に基づいて、当該情報の開示が事業体の商業上の立場に著しく悪影響を及ぼすと判断される場合においては、加盟国は、例外的なケースとして交渉途上にある差し迫った開発や事象に関する情報の除外を認めることができる。

但し、そのような省略が事業体の事業の展開、実績及びポジション、並びに活動の影響についての公正でバランスが取れた理解を妨げない場合に限る。

最初のサブパラグラフにおいて言及した情報の開示を要求するにあたり、加盟国は、親会社が各国の、欧州連合ベースの又は国際的な枠組のいずれかに依拠することができることを規定しなければならない。その場合において、加盟国は、親会社がどの枠組に依拠したかを特定することを規定しなければならない。

2. パラグラフ 1 に規定された義務を果たす親会社は、第 19 条 (1) の第 3 サブパラグラフと第 29 条に規定された非財務情報の分析と関連する義務を果たしていると見做されなければならない。

3. 他の組織体の子会社である親会社は、当該親会社及びその子会社群が、第 29 条及び本条に準拠して作成された連結ベースの経営者による報告書又は別の事業体の別個の報告書に記載されている場合、パラグラフ 1 に規定された義務を免除されなければならない。

4. 各国の、欧州連合ベースの又は国際的な枠組に依拠しているか否か及びパラグラフ 1 において規定されている連結非財務報告に要求される情報をカバーしているか否かに拘わらず、事業体が以下のいずれかに該当するような同一会計年度に対応する別個の報告書を作成する場合には、加盟国はパラグラフ 1 において規定された連結非財務報告を作成する義務からその親会社を免除することができる。

(a) 第 30 条に準拠して連結ベースの経営者による報告書とともに発行されている

(b) 貸借対照表日から 6 ヶ月を超えない妥当な期間内に、親会社のウェブサイトにおいて公にアクセス可能であり、かつ、連結ベースの経営者による報告書において言及されている

このパラグラフの最初のサブパラグラフにおいて言及された別個の報告書を作成する親会社に対しては、パラグラフ 2 は、必要な変更を加えて適用されなければならない。

5. 加盟国は、パラグラフ 1 において言及された連結非財務報告又はパラグラフ 4 において言及された別個の報告書が提供されたかどうかを、法定監査人又は監査事務所がチェックすることを確実にしなければならない。

6. 加盟国は、パラグラフ 1 において言及された連結非財務報告又はパラグラフ 4 で言及された別個の報告書における情報が、独立の保証業務提供者により検証されることを要求することができる。

第 7 章 発行

第 30 条

発行に関する一般的要求事項

1. 加盟国は、事業体が、貸借対照表日以降 12 ヶ月を超えない妥当な期間内に、指令 2009/101/EC 第 2 章に準拠して各加盟国の法律により規定され、また本指令第 34 条において言及される法定監査人又は監査事務所により提出された意見と共に、正式に承認された年次財務諸表及び経営者による報告書を発行することを確実にしなければならない。

但し、加盟国は、事業体の経営者による報告書のすべて又は一部が、事務諸経費を超えない価格で請求に応じて容易に入手しうる場合、事業体が経営者による報告書を発行する義務を免除することができる。

2. 加盟国は、もし事業体の本社において公にその財務諸表を利用可能であれば、本指令により規定される調整措置が第 1 条 (1) ポイント (b) の理由により適用され、附属書 II で言及される事業体に対して、指令 2009/101/EC 第 3 条に準拠した財務諸表の発行義務を、以下の場合において免除することができる。

- (a) 無限責任を負う当該事業体内のすべてのメンバーが、法律によって事業体を規制する加盟国とは別の加盟国の法律により規制される附属書 I で言及される事業体であり、かつ、それらの事業体のすべてが、それ自身の財務諸表において当該事業体の財務諸表を発行しない
- (b) 無限責任を負う当該事業体内のすべてのメンバーが、加盟国の法律により規制されないが、指令 2009/101/EC の規定に相当する法的形態を有している

財務諸表の写しは、請求に応じて入手可能でなければならない。その写しの価格は、事務諸経費を超えない。

3. パラグラフ 1 は、連結財務諸表及び連結ベースの経営者による報告書について適用しなければならない。

連結財務諸表を作成する事業体が、附属書 II にリストされた事業体種類の 1 つとして設立され、かつ、加盟国の国内法が、指令 2009/101/EC 第 3 条に規定されたと同様の方法で、パラグラフ 1 において言及された文書の発行を要求していない場合、事業体は、少なくともそれらの文書その本社において公に利用可能とし、かつ、請求に応じて事務諸経費を超えない価格によって写しを提供しなければならない。

第 33 条

財務諸表及び経営者による報告書を作成し発行する責任及び義務

1. 加盟国は、国内法により付与された権限内で活動している事業体の管理、経営及び監督機関のメンバーが、以下に関する共同責任を負うことを確実にしなければならない。
 - (a) 年次財務諸表、経営者による報告書、別個に提供される場合のコーポレートガバナンス報告書及び第 19 a 条 (4) において言及される報告書
 - (b) 連結財務諸表、連結ベースの経営者による報告書、別個に提供される場合の連結コーポレートガバナンス報告書及び第 29a 条 (4) において言及した報告書が、本指令の要求事項、並びに適用可能な場合は、規則 (EC) No1606/2002.'に準拠して採用された国際会計基準(IAS)に準拠して作成され発行されていること
2. 加盟国は、少なくとも事業体に向けた賠償責任についての法律、条令及び行政規則が、パラグラフ 1 において言及された義務の違反に関して、事業体の管理、経営及び監督機関のメンバーに適用されることを確実にしなければならない。

第 8 章

監査

第 34 条

一般的な要求事項

1. 加盟国は、PIEs、中小規模及び大規模事業体の財務諸表が、1 名以上の法定監査人又は加盟国から指令 2006/43/EC に基づく法定監査の実施を認められた監査事務所によって監査されることを確実にしなければならない。
また、法定監査人又は監査事務所は、
 - (a) 以下の点について意見を表明しなければならない。
 - (i) 経営者による報告書が、同一会計年度の財務諸表と整合性が取れているか
 - (ii) 経営者による報告書が、適用される法的要求事項に従い作成されているか
 - (b) 監査を通して得られた事業体とその事業環境に関する知識及び理解に照らし合わせ、経営者による報告書において、重要な虚偽記載を発見したかどうかについて述べ、また、そのような虚偽記載の状況を示さなければならない

2. パラグラフ 1 の第 1 サブパラグラフは、必要な変更を加えて、連結財務諸表に適用されなければならない。パラグラフ 1 の第 2 サブパラグラフは、必要な変更を加えて、連結財務諸表及び連結ベースの経営者による報告書に適用されなければならない。

3. 本条は、第 19a 条 (1) で言及した非財務報告及び第 29a 条 (1) で言及した連結非財務報告、又は第 19a 条 (4) 及び第 29a 条 (4) において言及した別個の報告書に対して適用してはならない。

第 40 条

社会的に影響度の高い事業体に対する免除

本指令において明示的に規定されていない限り、加盟国は、PIEs に対して適用可能な本指令の規定について簡略化及び免除を行ってはならない。PIEs は、当該会計年度における純売上、総資産額又は平均従業員数に拘わらず、大規模事業体として扱われなければならない。

第 48 条

レビュー

欧州委員会は、特に報告義務とプロジェクトベースの報告様式についての対象範囲と法令遵守に関しては、本章が実現され効果を発揮しているかについてレビューを実施して報告すべきである。

もし適切なら、その報告書は法案と共に欧州議会と閣僚理事会に提出されるべきである。適切な場合、その報告書は、追加される産業セクターに対して報告要求事項を拡張するかどうか及び政府への支払いについての報告書が監査されるべきかどうかについて考慮すべきである。その報告書はまた、平均従業員数、請負業者の利用及び国によって管理されるいかなる金銭的罰則に関する追加情報の開示についても考慮すべきである。

その報告書は、OECD での開発及び関連した欧州の各種取組の結果を考慮して、少なくとも大規模な事業体が、利益、利益に対する税支払及び受け取った公的助成等の情報が記載された、加盟各国及び (事業体が) 操業する第三国のための国別報告書を、年次ごとに作成する義務が導入される可能性を考慮しなければならない。

加えて、その報告書は、すべての欧州連合の発行体に対し、鉱物を供給する際にはサプライチェーンが紛争団体と一切の関わりを持たず、かつ EITI (採取産業透明性イニシアティブ) 及び OECD の勧告を尊重することを確実にするデュー・ディリジェンスを実行する義務を導入することの実現可能性を分析しなければならない。

用語集

administrative cost	事務諸経費
Annex	附属書
business model	ビジネス・モデル
coordination measures	調整措置
corporate governance statement	コーポレートガバナンス報告書
due diligence process	デュー・ディリジェンス・プロセス
Eco-Management and Audit Scheme	環境管理・環境監査スキーム (EMAS)
fundamental conventions of the International Labour Organisation	ILO の中核的基本条約
Global Reporting Initiative	グローバル・レポーティング・イニシアティブ
Guiding Principles on Business and Human Rights UN 'Protect, Respect and Remedy' Framework	企業と人権に関する指導原則：国連『保護、尊重および救済』枠組み実施のために
hedge accounting	ヘッジ会計
ILO Tripartite Declaration of principles concerning multinational enterprises and social policy	多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言
internal control	内部統制
ISO 26000	ISO 26000 (社会的責任に関する手引き)
management report	経営者による報告書
multilateral trading	多角的取引機関
OECD Guidelines for Multinational Enterprises	OECD 多国籍企業行動指針
public-interest entity	PIE (社会的影響度の高い事業体)
regulated market	規制市場
requirement	要求事項
small and midium-sized undertaking	中小規模の事業体
statutory auditor	法定監査人
the administrative, management and supervisory bodies	管理、経営及び監督機関
United Nations UN Global Compact	国連 (UN) グローバル・コンパクト